

令和元年第2回安城市議会定例会

議案書

(令和元年6月17日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
第 9 1 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城北部小学校ほか普通教室等空調機設置工事）【説明書参照】	1
第 9 2 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城中部小学校ほか普通教室等空調機設置工事）【説明書参照】	3
第 9 3 号 議 案	工事請負契約の締結について（桜井小学校ほか普通教室等空調機設置工事）【説明書参照】	5
第 9 4 号 議 案	工事請負契約の締結について（高棚小学校ほか普通教室等空調機設置工事）【説明書参照】	7
第 9 5 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城西部小学校ほか普通教室等空調機設置工事）【説明書参照】	9
第 9 6 号 議 案	工事請負契約の締結について（作野小学校ほか普通教室等空調機設置工事）【説明書参照】	1 1
第 9 7 号 議 案	工事請負契約の締結について（安城南部小学校ほか普通教室等空調機設置工事）【説明書参照】	1 3
報 告 第 9 号	専決処分について（施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	1 5

## 第91号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月17日提出

安城市長 神谷 学

### 記

- 1 契約の目的 安城北部小学校ほか普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市今本町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) 内 容 空調機設置
  - (2) 設置箇所
    - ア 安城北部小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - イ 志貴小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - ウ 里町小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - エ 東山中学校 普通教室 特別支援学級
- 4 契約金額 金259,490,000円
- 5 契約の相手方 安城市百石町2丁目34番地1  
奥田設備工業株式会社  
代表取締役 奥田 法行
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



## 第92号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月17日提出

安城市長 神 谷 学

### 記

- 1 契約の目的 安城中部小学校ほか普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市大東町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) 内 容 空調機設置
  - (2) 設置箇所
    - ア 安城中部小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - イ 安城東部小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - ウ 新田小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - エ 安城南中学校 普通教室 特別支援学級
- 4 契約金額 金247,786,000円
- 5 契約の相手方 安城市高木町下屋敷2番地  
株式会社三幸  
代表取締役 酒 井 義 秋
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



## 第93号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月17日提出

安城市長 神谷 学

### 記

- 1 契約の目的 桜井小学校ほか普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市小川町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) 内 容 空調機設置
  - (2) 設置箇所
    - ア 桜井小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - イ 桜林小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - ウ 桜井中学校 普通教室 特別支援学級 特別教室ほか
- 4 契約金額 金231,220,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町曲尺手23番地  
三水工業株式会社  
代表取締役 榊原 幸藏
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。





## 第94号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月17日提出

安城市長 神 谷 学

### 記

- 1 契約の目的 高棚小学校ほか普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市高棚町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) 内 容 空調機設置
  - (2) 設置箇所
    - ア 高棚小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - イ 明和小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - ウ 祥南小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - エ 明祥中学校 普通教室 特別支援学級 特別教室ほか
- 4 契約金額 金228,800,000円
- 5 契約の相手方 安城市今本町8丁目9番地12  
三神設備株式会社  
代表取締役 神 谷 順 二
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



第95号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月17日提出

安城市長 神 谷 学

記

- 1 契約の目的 安城西部小学校ほか普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市福釜町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) 内 容 空調機設置
  - (2) 設置箇所
    - ア 安城西部小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - イ 二本木小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - ウ 三河安城小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - エ 安城西中学校 普通教室 特別支援学級
- 4 契約金額 金317,900,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町曲尺手23番地  
三水工業株式会社  
代表取締役 榊 原 幸 藏
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



第96号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月17日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 作野小学校ほか普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市篠目町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) 内 容 空調機設置
  - (2) 設置箇所
    - ア 作野小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - イ 今池小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - ウ 梨の里小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - エ 篠目中学校 普通教室 特別支援学級
- 4 契約金額 金291,819,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町曲尺手23番地  
三水工業株式会社  
代表取締役 榊原 幸藏
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



第97号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和元年6月17日提出

安城市長 神谷 学

記

- 1 契約の目的 安城南部小学校ほか普通教室等空調機設置工事
- 2 工事の場所 安城市安城町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) 内 容 空調機設置
  - (2) 設置箇所
    - ア 安城南部小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - イ 錦町小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - ウ 桜町小学校 3学年から6学年までの普通教室 特別教室ほか
    - エ 安祥中学校 普通教室 特別支援学級
- 4 契約金額 金271,557,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町曲尺手23番地  
三水工業株式会社  
代表取締役 榊原 幸藏
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札

－提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。





報告第9号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月17日提出

安城市長 神谷 学

施設管理に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

施設管理に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 損害賠償額     | 金 3, 5 4 2 円   |
| 2 事故内容      |  |
| (1) 発生日時    | 平成 3 1 年 3 月 2 6 日 午前 9 時 3 0 分ごろ                                  |
| (2) 発生場所    | 安城市東端町地内   |
| (3) 経 過     | 上記地内の市道において、対向車両が通行できるよう相手方車両が左端に寄せて走行したところ、車輪が舗装の破損箇所の段差部分に接触したもの |
| 3 相手方の損害の程度 | 左の前後輪の損傷   |
| 4 過失割合      | 安城市 1 0 パーセント 相手方 9 0 パーセント  |

令和元年 6 月 1 0 日 専決

安城市長 神 谷 学